

今年も降雪の季節を迎えます

除雪作業にご理解とご協力を

大雪は予期せぬ自然災害で、道路交通だけでなく、生活にまで影響することがあります。町では除雪・融雪計画を策定し、町内の建設業者7社(融雪剤散布は別に2社)に委託をして、幹線道路、補助幹線道路を重点に機械による除雪作業を行うこととしています。

ご協力をお願いします！

○地域内の生活道路、歩道(特に通学路)などは、地域の皆さんで雪かきをしてください。

○敷地内の雪を道路に出さないでください。道路に出すと、思わぬ事故の原因となります。

○除雪した雪を河川や用水に入ると、下流では水が氾濫し、とても危険な状態になります。絶対に行わないでください。

町が行う除雪の目安

町が行う除雪は、早朝から始めて、皆さんの通勤、通学時には終了するよう懸命に努めています。しかし、除雪の

量や時間帯によって作業の進み具合が大幅に変わり、すべての皆さんが満足するような対応ができない場合もあります。

○第1次出動
10cmの積雪が目安(主に主要幹線道路と補助幹線道路)

○第2次出動
30cmの積雪が目安(1次出動路線と各地域主要生活道路)

降雪・除雪時のお願い
○路上駐車や私有物を放置しないでください。妨げになつて迅速な除雪ができません。

○除雪車通過後に家の出入口に寄せられた雪の除去は、各家庭でお願いします。特に、高齢者世帯などについて

では、地域の皆さんのご協力をお願いします。
○狭い路地や日陰など、融けにくい箇所は、各区長に融雪剤をお渡ししますので、皆さんで散布してください。

PTAの皆さんは、自宅周辺のほかに、お子さんが通われる通学路の雪かきをしています。とても大変な作業なので、皆さんもご協力ください。

厳しい冬をお互い気持ちよく過ごすため、地域一体となつた対策にご理解、ご協力をお願いします。

町道についての問い合わせ先
建設課建設係
(内線33・38)

県道についての問い合わせ先
佐久建設事務所
佐久北部事務所維持係
0267(63)3173

凍結させないために
凍結防止帯は、水道管の地上にでている部分や浅い地中の部分に巻いて、通電することで管を温めて、凍結を防止するものです。気温が氷点下になる時季になったら早めに電源を入れましょう。なお、凍結防止帯にも耐用年数があります。定期的に点検をして、凍結防止対策に万全を期しましょう。

水道管の凍結にご注意！

凍結させないために
凍結防止帯は、水道管の地上にでている部分や浅い地中の部分に巻いて、通電することで管を温めて、凍結を防止するものです。気温が氷点下になる時季になったら早めに電源を入れましょう。なお、凍結防止帯にも耐用年数があります。定期的に点検をして、凍結防止対策に万全を期しましょう。

長期不在にするときは

長期間使用しないときは、必ず不凍栓を完全に閉めてから外出してください。

また「閉栓手続き」をしていただければ、閉栓期間中の料金は発生しません。閉栓をご希望の場合はご連絡ください。なお、閉栓手数料は1,300円です。

水道メーターボックス周囲の除雪もお願いします

積雪でメーターボックスの位置が分からなくなり、検針員が検針できないことがあります。適切な料金算定のためにも、除雪のご協力をお願いします。

また、ボックス上に物を置いたり近くに犬を繋いだりすることはご遠慮ください。安全な検針のためにも皆さまのご協力をお願いします。

問い合わせ先

町営水道区域のお客様
建設課上下水道管理係
(内線15・37)

佐久水道区域のお客様
佐久水道企業団
0267(62)1290

水道管が破裂してしまったら
不凍栓などで水を止め、施

水道管が凍結してしまったら
凍結部分にタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆつくりかけてください。(熱湯や直火にかけたりしますと水道管が、破裂する恐れがあります。)

それでも水がでない場合は
施業者または、町の指定給水装置工事業者に依頼してください。

消費生活情報

悪質商法被害防止 ステッカーを配布します

「訪問業者の悪質な手口により契約をさせられてしまった」、「お金を支払ってしまつた」という被害があつたとを絶ちません。

住民の皆さまがこのような悪質商法の被害にあわないよう、日ごろから注意していただくために、町では『悪質商法被害防止ステッカー』を作成し、全戸に配布いたします。ステッカーは台紙からはがして、玄関先などに貼っていただき、悪質訪問業者に対して断固たる意思表示をお願いいたします。



12月1日より消費者を守る法律が強化されます

●「特定商取引法」一部改正

「特定商取引法」とは、消費者トラブルを生じやすい訪問販売など特殊な販売方法による取引について、事業者が守るべきルールと、消費者が守るルールを定めています。

改正のポイント

- ① 訪問販売業者に対して「契約しない旨の意思」を示した消費者に対しては、契約の勧誘を禁止します。
- ② 改正により、原則すべての商品・サービスが規制の対象となります。
- ③ 訪問販売などで通常必要とされる量を著しく超える商品などを購入した場合、契約してから1年以内に限り契約を解除できるようになります。
- ④ 消費者があらかじめ承諾・請求しない限り、電子メー

ル広告の送信を原則的に禁止します。

- ⑤ 訪問販売業者が虚偽の説明によって勧誘したり、過量販売を行つたりした場合は、個別クレジット契約も解約し、すでに支払つたお金の返還も請求可能となります。

●「割賦販売法」一部改正

売買代金を分割して定期的に支払うことを約束した割賦販売（クレジットでの契約）における取引を強化し、購入者の利益を保護します。

この件に関する詳しい内容は、消費者庁のホームページをご覧ください。

トラブル防止の原則

- 1 誘われてもはつきりNO!!
- 2 簡単に信用しない
- 3 サインは慎重に
- 4 借金はしない
- 5 すぐに相談しよう

問い合わせ先
総務課庶務係
地域包括支援センター
(32) 3111
(31) 2510

多重債務者相談強化 キャンペーン2009

深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するために、12月31日までの間、「多重債務者相談強化キャンペーン2009」が実施されています。

多重債務者とは、お金を借りて返済が困難になっている人のことです。そのうち、ほとんどの方は、借金の返済をするために別の金融業者から次々に借金を繰り返し、雪だるま式に借金が増え続けてしまった結果、返済が出来なくなった状態に陥っています。借金の返済を迫られ困窮した状況を解決する方法として、「債務整理」という方法があります。「債務整理」の方法としては、裁判所を利用せず債務者との話し合いを弁護士や司法書士に依頼する「任意整理」という方法と、裁判所を利用する「特定調停」、「個人再生」、

「自己破産」という方法などがあります。その方の状況に応じて、最も適した債務整理を選びます。

借金で困つた状況になつても、一人で悩んで人生を諦めてしまわず、まずは相談してください。借金の問題は必ず解決できます。

多重債務者無料相談会

開催のお知らせ

弁護士・司法書士による多重債務者無料相談会が開催されます。借金でお困りの方は、この機会に相談窓口へお出かけください。

面接は予約制ですので、左記連絡先へお電話ください。

【日時】 12月11日(金)

午前10時～午後5時

【会場・予約問い合わせ先】

上田消費生活センター

(長野県上田合同庁舎6階)

02608-2718517

※予約の受付は、11月30日

(月)からです。